

## 【医療分】事業概要

## 1 事業概要

## (1) 医療機関等職員への慰労金交付事業

## ア 対象者

- ・医療機関等（病院、医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション及び助産所）で通算して10日以上、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員（宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等の場合は実際に当該業務に従事した日数が10日以上、助産所の場合は実際に妊産婦と接した日数が10日以上）

※患者は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含む。

※勤務する医療機関（病院及び診療所）は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※「10日以上勤務」とは、対象医療機関等において勤務した日が、2月21日（金）又は、県から帰国者・接触者外来の役割を設定された日、若しくは受入日のいずれか早い日から令和2年6月30日（火）までの間に延べ10日間以上あることとする。

※派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く受付、会計等窓口職員、院内清掃、患者等への給食といった従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含む。

※一日当たりの勤務時間は問わず、複数の医療機関等で勤務した場合は合算して計算する。

## イ 給付額

	区分1	区分2	給付額
①	感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の県が感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	実際に感染症患者に診療等を行った医療機関に勤務する医療従事者や職員 ※ ただし、当該医療機関において、実際に初めて感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人10万円	20万円
		感染症患者に診療等を行っていない医療機関に勤務する医療従事者や職員	10万円

②	感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は県から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員	実際に感染症患者（感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等に勤務する医療従事者や職員 ※ ただし、当該医療機関等において、実際に初めて感染症患者（感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人10万円	20万円
		感染症患者（感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関に勤務する医療従事者や職員	10万円
③	感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（県からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）		20万円
④	県から感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員	実際に感染症患者に入院診療等を行った医療機関等に勤務する医療従事者や職員	20万円
		感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等に勤務する医療従事者や職員	5万円

#### ウ 対象機関数及び対象者数

約1,700施設（推計）、約37,000名（推計）

#### エ 交付スキーム

①県は、医療機関等に対し、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※申請は医療機関等を単位とし、事業案内にもその旨を明記する。

②医療機関等は、委託を含む全職員に係る交付の可否、金額の当てはめ、対象者から代理申請・受領委任状を徴収したうえで、交付申請を行う。併せて、電子メール等により電子ファイルを提出する。

※申請はオンライン請求システム、紙のいずれかにより行われる。オンライン請求システム以外の手段により申請する場合は、申請様式を県HPからダウンロードすることを想定。

③申請書を審査のうえ、医療機関等に対し、交付決定通知を発送するとともに事業費の概算払いを行う。

※自治体病院(16施設)が、医療従事者等の個人口座への支払いを希望する場合は、直接個人に支払う。(約8,000名)

④医療機関等において対象者への慰労金の支払い

⑤医療機関等は、事業完了後、慰労金を職員等に対して給付した際の証憑、振込手数料にかかる証憑等と合わせて、実績報告書を提出する。

⑥実績報告書を審査し、医療機関等に対し、額の確定通知を発送する。なお、過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

※退職者など医療機関等から支払いが困難な対象者については、医療機関等を経由せず、対象者との間で直接申請・交付事務等を行う形を想定

#### オ 交付スケジュール(想定)

実施期間(予定)	内容
令和2年8月中旬～12月下旬	医療機関等からの申請書受付
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	申請書の審査
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	・交付決定通知の発送、医療機関等への事業費(医療機関等毎の慰労金総額)の概算払い ・医療機関等での対象者への慰労金の支払い
令和2年9月上旬～令和3年2月下旬	医療機関等からの実績報告書受付
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合の返還手続き

## (2) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

### ア 支援概要

新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者や家族が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組みを行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策等の支援を行う。

### イ 対象者

石川県内の全ての医療機関(病院、内科診療所、歯科診療所)・薬局・訪問看護ステーション・助産所のうち申請時に開設しているものが対象となります。

※ただし、申請時において保健医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外。

※新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の交付を受けている場合は、重複交付となるため、対象外。

### ウ 対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

(例)

①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。

②待合室等施設内の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行

い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。

- ③発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
- ④電話等情報通信機器を用いた診療体制、服薬指導や薬剤交付等が実施可能な体制を確保する。
- ⑤感染防止のための個人防護具等を確保する。
- ⑥医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う

#### エ 交付額

医療機関等の種別ごとに上限額を設定

#### オ 対象施設等数

約 2,200 施設（推計）

#### カ 交付スキーム

- ①県は、医療機関等に対し、事業案内及び申請開始を周知する。  
※申請は医療機関等を単位とし、事業案内にもその旨を明記する。
- ②医療機関等は、郵送または持ち込により、申請する。  
※申請はオンライン請求システム、紙のいずれかにより行われる。オンライン請求システム以外の手段により申請する場合は、申請様式を県HPからダウンロードすることを想定。
- ④申請書を審査のうえ、医療機関等に対し、交付決定通知を発送するとともに、希望する医療機関等に対して概算払いを行う。
- ⑤医療機関等による事業執行
- ⑥医療機関等は、事業完了後、必要書類と合わせて、実績報告書を提出する。
- ⑦実績報告書を審査し、医療機関等に対し、額の確定通知を発送する。なお、過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

#### キ 交付スケジュール（想定）

実施期間（予定）	内容
令和2年8月中旬～12月下旬	医療機関等からの申請書受付
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	申請書の審査
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	・ 県から交付決定通知の発送 ・ 医療機関等での事業執行
令和2年9月上旬～令和3年2月下旬	医療機関等からの実績報告書受付
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合の返還手続き